

■議案第112号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴い四万十町税条例の一部を改正する必要性が生じた。

【改正内容】

1. 改正の概要

- (1) 納税猶予等に係る税条例委任事項の制定 (平成28年4月1日 施行)
- (2) マイナンバーに係る法人番号の規定を明確化 (平成28年1月1日 施行)

2. 改正の内容

(1) 納税猶予等に係る税条例委任事項の制定

① 納税猶予等とは

納税は、期限内納付が原則であり、滞納者に対しては厳正に対応することで、納税者との公平性を確保する必要があります。しかし、納税者によっては、災害などによって納付できない場合、又は財産の換価を実施することで事業の継続若しくは生活の維持を困難にする恐れがあります。

そのため、法令に基づく一定要件の下、納税の猶予及び換価猶予制度により、強制的な徴収手続きを緩和し、個々の実情に即した適切な納付・納入の措置を講ずるようになっていきます。

② 税条例改正が必要な理由

平成28年4月1日に施行される地方税法の一部改正により、「徴収の猶予」「徴収猶予の延長」「職権による換価の猶予」及び「申請による換価の猶予」(以下、「納税猶予等」)に関する規定が改正されます。

これに伴い、次の事項については、地方税に関する各自治体の実情に応じて制度の趣旨を踏まえつつ、条例で定めるようになりました。

[条例で規定する事項]

- (ア) 納税猶予等に係る納付・納入方法
- (イ) 担保の徴収の例外
- (ウ) 申請による換価の猶予の申請期限
- (エ) 納税猶予等の申請書及び関係書類の訂正に係る提出期限
- (オ) その他(納税猶予等を取り消すことができる税以外の徴収金指定など)

③ 条例で制定する事項

- (ア) 納税猶予等に係る納付・納入方法

納税猶予等を行う場合でも、期間内に計画的な納税の履行の確保が必要となっています。そのため、自治体の実情に応じて納入・納付方法を条例で規定するとされたため、下表のとおり制定します。

●該当条項と条例で制定する納付・納入方法

徴収猶予等の種類	地方税法	税条例	条例で制定する 納入・納付方法
徴収猶予	15 条第 3 項	8 条第 1 項	「町長が指定する月に分割して納付、又は納入する方法」
徴収猶予の延長	15 条第 5 項	〃	
職権による換価猶予	15 条の 5 第 2 項	11 条第 1 項	
申請による換価猶予	15 条の 6 第 3 項	12 条第 5 項	

●理由

納付・納入については、国税と同様に毎月一定金額を納める方法が良いと考えられます。しかし、農業など収穫後でなければ払えないなど、個々の納税者の事情も考慮する必要があります。

そのため、猶予等の期間内で完了することが前提ですが、毎月の納付・納入金額は納税者の収入や生活状況等を考慮して納付・納入計画ができるように「町長が指定する月に納付、又は納入する方法」としました。

(イ) 担保の徴収の例外

納税猶予等を行う場合は、その金額相当の担保を徴する必要があります。しかし、内容によっては、担保を必要としない場合もあります。そのため、担保を必要としない条件を条例で規定するとされたため、国税を参考に次のとおり制定します。

●次の一つに該当すれば、担保を必要としない。

①猶予等に係る金額が、「100 万円以下」の場合

②猶予の期間が、「3 月以内」の場合

③担保を徴することができない特別な場合（地方税法で規定あり）

合わせて、上の条件に該当する場合、申請等へ担保に関する事項は省略する。

●該当条項

項目	地方税法	税条例
徴収猶予の申請手続き	15 条の 2 第 1 項	9 条第 1 項⑥（申請事項） 9 条第 2 項④（添付書類）
担保の徴収	16 条第 1 項	13 条第 1 項

(ウ) 申請による換価の猶予の申請期限

換価の猶予には、町長が「職権」によって行う場合と滞納者の「申請」に基づき行う場合があります。滞納者の「申請」により行う場合の申請期限については、条例で規定するとされたため、国税を参考に次のとおり制定します。

●換価の猶予の申請期限 ＝ 納期限から「6 月」以内

●該当条項

項目	地方税法	税条例
申請による換価の申請手続き等	15 条の 6	12 条第 1 項

(エ) 納税猶予等の申請書及び関係書類の訂正に係る提出期限

納税猶予等に係る申請書や添付書類に不備があった場合、書面により申請書等の再提出を求めます。その場合、再提出を求められた者は、条例で定める期間に提出をしないと、申請を取り下げたとみなすように規定されたため、国税を参考に次のとおり制定します。

●再提出の期間 ＝ 再提出を求める通知を受けてから「20 日」以内

●該当条項

項目	地方税法	税条例
徴収猶予の申請手続等	15 条の 2 第 8 項	9 条第 7 項
申請による換価の猶予の申請手続等	15 条の 6 の 2 第 3 項	12 条第 9 項

(オ) その他

その他、各自治体の実情に応じて、独自に指定できる事項が条例委任されていますが、必要に応じて規則で制定するようにします。(現時点では取り決めなし)

項目	指定内容	地方税法	税条例
猶予の取消し	猶予等を取り消しできる徴収金	15 条の 3	10 条第 1 項
換価の猶予	職権・申請による換価猶予を取り消しできる徴収金	15 条の 5 15 条の 6	11 条第 4 項 12 条第 2、3 項

④意見公募の実施結果

本条例改正は、納税猶予等に係る納付・納入方法等において「町民等に義務を課し、権利を制限する条例」（四万十町意見公募手続条例第4条第1項第1号）に該当するため次のとおり意見公募を行いました。意見はありませんでした。

期間 平成27年9月14日から平成27年10月7日

結果 0件

（２）納税猶予等に係る税条例委任事項の制定

マイナンバーに係る法人番号を規定する法律を明記します。

関係条	内容	改正内容
36条の2	新たに納税義務者となった法人の申告	法人番号を定義する法令を明記。 [参照法令] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第15項
63条の2	施行規則第15条の3第2項による補正方法の申出	
89条	軽自動車税の減免申請	
139条	特別土地保有税の減免	
147条	入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告	